

商工業経営強化促進補助金

補助対象者 <small>(いづれにも該当する者)</small>	①商工業者で町内において1年以上営業している者
	②個人事業者にあつては、町内に住所を有している者、法人にあつては、町内に事業所等を有している中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる中小企業に限る。）
	③町税を滞納していない者
対象期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年度
対象回数	2の事業を除き、対象期間中1事業者1回のみ補助対象

1 施設の増改築又は改修事業

■補助内容：施設（営業用店舗等）の増改築又は改修（内部改修）、省エネ対策、来客用駐車場の整備等を行うことにより経営拡大及び経営強化につながると認める取り組みを支援する。

補助対象経費	工事請負費・消耗品・備品購入費
補助率及び補助額	1/2 下限額25万円 上限額200万円
摘 要	①総事業費（複数年で実施する場合はその合計額）が50万円未満の場合は対象外 ②補償費等により整備する場合は対象外 ③新分野事業への拡大事業及び厚真町起業化支援事業補助金の交付を受けた者（補助金の交付を受けた年度から5年を経過した者は除く）は対象外 ④資本金が10,000千円を超える者は対象外

2 新製品又は新技術の試験、研究又は開発事業

■補助内容：新製品又は新技術の試験、研究又は開発を行うことにより地域の活力を向上させる取り組みを支援する。

補助対象経費	報償費・旅費・需用費・役務費・委託費・使用料及び賃借料・備品購入費
補助率及び補助額	1/2 下限額25万円 上限額200万円
摘 要	①総事業費（複数年で実施する場合はその合計額）が50万円未満の場合は対象外

3 ICT化支援事業

■補助内容：情報通信環境等をICT化（Wi-Fi整備、ホームページ作成、PC等購入（更新等は除く））することにより経営拡大及び経営強化につながると認める取り組みを支援する。

補助対象経費	委託費・工事請負費・備品購入費
補助率及び補助額	1/2 下限額25万円 上限額200万円
摘 要	①総事業費（複数年で実施する場合はその合計額）が50万円未満の場合は対象外 ②新分野事業への拡大事業及び厚真町起業化支援事業補助金で整備した機器類等の更新は対象外

4 新分野事業への拡大事業

■補助内容：町内に事業所の拠点を設け、新たな分野へ事業を拡大する取り組みを支援する。

補助対象経費	報償費・旅費・需用費・役務費・委託費・工事請負費・備品購入費・償還金
補助率及び補助額	1/2 下限額25万円 上限額200万円（町長が別に定める区域の空き店舗を活用した場合は、250万円）
摘 要	①総事業費（複数年で実施する場合はその合計額）が50万円未満の場合は対象外 ②新分野事業への拡大とは、日本標準産業分野大分類に区分される異なる大分類業種への事業を起業する者で別に定める審査委員会で認める者（但し、1次産業など業種により対象外。） ③事業期間は3年以内とし、事務所及び店舗等の建築及び改修等をする場合は、初年度のみ対象とする。

※ 補助金申請書の提出は、商工会経由